

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- つつじカード交付等に関する規則及び  
 亀岡市印鑑条例施行規則の一部改正  
 (市民課) 3
- 出納員及びその他の会計職員設置規則  
 の一部改正 (社会教育課) 7

### —— 告 示 ——

- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 7
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 7
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 8
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 8
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 8
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 9
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 9
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 9
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 10
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 10

- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 10
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 11
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 11
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 11
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 12
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 12
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 12
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 12
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 13
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 14
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 14
- 指定地域密着型サービス事業者の指定  
 (高齢福祉課) 14
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 15
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 15
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 15
- 行旅病人及び行旅死亡人の告示  
 (地域福祉課) 16

—— 公 告 ——

- 一般競争入札（条件付き）の執行  
（契約検査課） 17
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧（都市計画課） 21
- 一般競争入札（条件付き）の執行  
（契約検査課） 22
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧（農林振興課） 26
- 公募型プロポーザル方式による業務受託候補者の選定（総務課） 26

—— 任免及び辞令 ——

**選挙管理委員会欄**

—— 告 示 ——

- 亀岡財産区管理会委員一般選挙の期日 34
- 亀岡財産区管理会委員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任 34
- 亀岡財産区管理会委員一般選挙において選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所 34
- 亀岡財産区管理会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式 35
- 亀岡財産区管理会委員一般選挙における当選人の住所及び氏名 36
- 亀岡財産区管理会委員一般選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名 36
- 定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 36
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 37

## 規 則

つつじカード交付等に関する規則及び亀岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月18日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第22号

つつじカード交付等に関する規則  
及び亀岡市印鑑条例施行規則の一部  
を改正する規則

(つつじカード交付等に関する規則の一部改正)

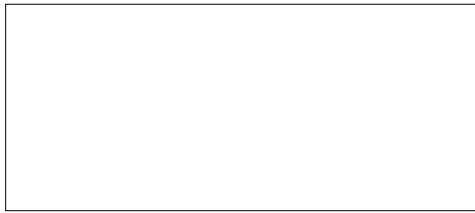
第1条 つつじカード交付等に関する規則（平成5年亀岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「すべて」を「全て」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第6条関係）



(つつじカード新規交付)  
年 月 日

京都府亀岡市長

つつじカードにかかる照会書

本日、あなたのつつじカード交付申請及び暗証番号登録の申請がありましたので照会します。  
あなたの申請に相違なければ、下記の回答書にあなたご自身が署名押印のうえ、  
[ ]までに、この書面及び申請時の印鑑と本人を確認できる書類を持って、  
市民課にお越しください。回答書と引き換えにつつじカードをお渡します。

【注意事項】

- (1) この回答書を持参することができないときは、下記の代理権授与通知書に必要事項を記入し、本人を確認できる書類とともに代理人に持参させてください。この場合、代理人の本人を確認できる書類と印鑑も必要になります。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人は代理人になれません。
- (2) 回答書は必ず持参してください。郵送された場合は受け付けできません。
- (3) 期限内に回答がないときは、申請がなかったものとしますのでご注意ください。

つつじカードにかかる回答書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

つつじカード交付申請及び暗証番号登録の申請は、私の意思に基づく申請に相違ありません。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

【注意事項】  
回答書の押印は、必ず申請時の印鑑をお使いください。

代理権授与通知書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

申請者の住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、下記の者を代理人として、つつじカードにかかる回答書の提出並びにつつじカードの受領について、権限を委任しましたのでお届けします。

申請者の住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※ 本人を確認できる書類の例：健康保険証・年金手帳・年金証書・免許証・住民基本台帳カード 等

別記第5号様式から別記第7号様式までの規定中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

(亀岡市印鑑条例施行規則の一部改正)

第2条 亀岡市印鑑条例施行規則（平成6年亀岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第1号から第4号」を削る。

別記第2号様式、別記第3号様式、別記第5号様式及び別記第11号様式を次のように改める。

第3号様式

# 印鑑登録原票

印鑑登録番号  
個人コード

氏名	登録印	
	[ ]	
性別	生年月日	
住所		
備考		

印鑑登録状態：材： 刻印文字：  
印 登録年月日：

印影登録状態： 印影登録日：  
証明発行： 証明発行停止日：  
証明書発行解除日：  
備考：

No.	異動事由	登録状態	異動日	異動理由	印鑑登録番号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

第2号様式

様

## 照会書

本日あなたの印鑑登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づく申請であることの確認のため、照会いたします。  
相違なければ次の回答書に住所・氏名・生年月日を記入し、申請された印鑑を押印して、健康保険証などの本人確認書類とともに 年 月 日までに市民課まで直接持参してください。  
回答書と引き替えに印鑑登録証をお渡します。

京都市府亀岡市長

<注意事項>

- 1 回答書と登録申請をされた印鑑と本人確認書類は必ず持参してください。回答書の郵送はできません。
- 2 回答期限日までに持参されないと、登録申請がなかったものとして取り扱います。
- 3 印鑑登録証をお渡ししたその日すぐに印鑑登録証明書の交付申請をすることができません。
- 4 代理人が印鑑登録証を受取りに来られる場合も、回答書、代理人の本人確認書類・印鑑（認印で可）及び申請者の本人確認書類を持参してください。

## 回答書

亀岡市長 あて 年 月 日付で照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくものに相違ありません。

住所	番地	申請印鑑
氏名	年 月 日生	

<注意事項>

- 1 回答書は申請者本人が記入してください。
- 2 申請印鑑は鮮明に押印してください。
- 3 回答書の持参を代理人に依頼する場合は、次の代理権授与通知書に申請者本人が記入してください。  
(15歳未満の人及び成年被後見人は代理人になれません。)

## 代理権授与通知書

私は、次の者を代理人として、回答書の持参及び印鑑登録証の受領に関する権限を授与したので通知します。

代理人	住所	年 月 日生
	氏名	

第11号様式

# 印鑑登録証明書

氏名		印影
性別	生年月日	
住所		
備考		

この写しは、印鑑登録原票と相違ないことを証明します。

年 月 日

京都府亀岡市長

第5号様式



(さくらカード新規交付)  
年 月 日

京都府亀岡市長

## さくらカードにかかるとの照会書

本日、あなたのさくらカード交付申請及び暗証番号登録の申請がありましたので照会します。あなたの申請に相違なければ、下記の回答書にあなたご自身ご署名押印のうえ、**市民課にお越しください。**回答書と引き換えにさくらカードをお渡します。  
【注意事項】

- この回答書を持参することできないときは、下記の代理権授与通知書に必要事項を記入し、本人を確認できる書類とともに代理人に持参してください。この場合、代理人の本人を確認できる書類と印鑑も必要になります。ただし、15歳未満の者及び成年後見人は代理人になれません。
- 回答書は必ず持参してください。郵送された場合は受け付けできません。
- 期限内に回答がないときは、申請がなかったものとしてしますのでご注意ください。

さくらカードにかかるとの回答書	
(宛先) 亀岡市長	年 月 日
住所 _____	
氏名 _____	
	〔注意事項〕
	回答書の押印は、必ず申請時の印鑑をお使いください。
代理権授与通知書	
(宛先) 亀岡市長	年 月 日
申請者の住所 _____	
氏名 _____	
私は、下記の者を代理人として、さくらカードにかかるとの回答書の提出並びにさくらカードの受領について、権限を委任しましたのでお届けします。	
申請者の住所 _____	
氏名 _____	

※ 本人を確認できる書類の例：健康保険証・年金手帳・年金証書・免許証・住民基本台帳カード等

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月18日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第23号

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則

出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表37の項中「新修亀岡市史」の次に「及び文化財等に関する冊子」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月8日

亀岡市長 栗山正隆

「篠町柏原区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 野口 美好

2 変更年月日

平成27年4月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月8日

亀岡市長 栗山正隆

「本梅町中野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大西 利和

2 変更年月日

平成27年4月18日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月8日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町出雲台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小湊 博之

2 変更年月日

平成27年4月5日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月8日

亀岡市長 栗山正隆

「呉服町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 豊田 秀樹

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月8日

亀岡市長 栗山正隆



「河原林町河原尻高野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 岸 浩史

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月8日

亀岡市長 栗山正隆

「本梅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中村 俊孝

2 変更年月日

平成27年4月8日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月8日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町東町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 福島 克巳

2 変更年月日

平成27年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月8日

亀岡市長 栗山正隆

「篠町西山区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 坂田 昭洋

2 変更年月日

平成27年4月18日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月8日

亀岡市長 栗山正隆

「千代川町北ノ庄区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山内 茂雄

2 変更年月日

平成27年4月5日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月8日

亀岡市長 栗山正隆

「西別院町上ノ谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 北條 孝造

2 変更年月日

平成27年4月3日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第113号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1901-15054

- 1 保 險 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成26年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成27年5月11日

「揭示済」

亀岡市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月13日

亀岡市長 栗山正隆

「大井町並河区」

- 1 変更があった事項及び内容  
    代表者の住所及び氏名  
    住所 省略  
    氏名 山本 健二
- 2 変更年月日  
    平成27年5月6日
- 3 変更理由  
    任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月13日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町江島里区」

- 1 変更があった事項及び内容  
    代表者の住所及び氏名  
    住所 省略  
    氏名 廣瀬 正春
- 2 変更年月日  
    平成27年4月1日
- 3 変更理由  
    任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月13日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町中町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小林 保博

2 変更年月日

平成27年4月26日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月13日

亀岡市長 栗山正隆

「千代川町今津区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 尾池 正紀

2 変更年月日

平成27年4月19日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月13日

亀岡市長 栗山正隆

「宮前町湯の花平区」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 亀岡市宮前町猪倉町ケ谷1番地156

(2) 変更年月日 平成27年4月11日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 鞆岡 博之

(2) 変更年月日

平成27年4月11日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月13日

亀岡市長 栗山正隆

「西町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西 豊行

2 変更年月日

平成27年4月25日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月13日

亀岡市長 栗山正隆

「旭町杉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 平井 堅一

2 変更年月日

平成27年4月11日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第121号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成27年5月14日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成27年5月14日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 9台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第122号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年5月18日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0709-13009

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成26年4月1日
- 3 無効になる日  
平成27年5月18日

「揭示済」

亀岡市告示第123号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効

としたので告示する。

平成27年5月18日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1909-81141

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成26年4月1日
- 3 無効になる日  
平成27年5月18日

「揭示済」

亀岡市告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

平成27年5月20日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 介護保険事業所番号  
2691600098  
2691600106

2 事業所の名称

しんまち小規模多機能ホーム  
医療法人亀岡病院けやきグループホーム

3 事業所の所在地

京都府亀岡市新町15  
京都府亀岡市追分町八ノ坪43-8

4 申請者

医療法人 亀岡病院

5 サービスの種類

小規模多機能型居宅介護  
介護予防小規模多機能型居宅介護  
認知症対応型共同生活介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護

6 指定年月日

平成27年5月20日

「揭示済」

亀岡市告示第125号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年5月21日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1904-62025

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成27年2月3日

3 無効になる日

平成27年5月21日

「揭示済」

亀岡市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月25日

亀岡市長 栗山正隆

「菫田野町柿花区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 黒木 敏秀

2 変更年月日

平成27年4月18日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁によ

る団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年5月25日

亀岡市長 栗山正隆

「馬路町北区」

1 主たる事務所所在地の変更

- (1) 省略
- (2) 変更年月日 平成27年4月18日

2 代表者の変更

- (1) 代表者の住所及び氏名
  - 住所 省略
  - 氏名 人見 秀次
- (2) 変更年月日
  - 平成27年4月18日
- (3) 変更理由
  - 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第128号

行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月28日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 死亡人の本籍 不詳  
住所又は国籍
- 2 死亡人の氏名 不詳

- 3 年齢 不詳
- 4 性別 男
- 5 死亡の日時 不詳
- 6 死亡の場所 不詳
- 7 死亡の原因 不詳
- 8 発見日時 平成27年2月16日（月）  
午後2時13分頃
- 9 発見場所 亀岡市保津町立岩4番地  
請田神社から北東方向図  
測約2.3kmの保津川左岸
- 10 所持金品 0円
- 11 人相・体格 頭蓋骨の部分のみであり人相・体格は不詳。着衣は無である。  
特徴・着衣 下顎部以外が残存しており、顕著な骨折、陥没等は認められない。
- 12 死体処理 平成27年5月18日に、京都府亀岡警察署長から身元不明の頭蓋骨の引取り要請があり、5月21日に引渡しを受け、5月25日に火葬を行い、遺骨は葬儀業者が指定する場所で保管する。  
  
以上のとおり相違ないので、心当たりの方は亀岡市役所（地域福祉課保護第2係）まで申し出てください。  
(電話番号0771-25-5030)

「揭示済」



# 公 告

亀岡市公告第13号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成27年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 工事の概要等

(1) 工事番号	道改第1号	
(2) 工事名	市道篠ランプ9号線外1線道路改良工事	
(3) 工事場所	亀岡市篠町篠地内	
(4) 工事種別	土木一式工事	
(5) 工事概要	工事延長	L = 970.0m
		W = 12.0m
	土工	1式
	擁壁工	
	重力式擁壁	L = 33.3m
	排水構造物工	
	側溝工	L = 206.8m
	管渠工	L = 33.0m
	集水柵工	N = 6箇所
	防護柵工	
	ガードレール	L = 120.0m
	道路附属施設工	
	照明灯	N = 3.0箇所
	交通信号機移設工	1式
	舗装工	
	表層（車道）	A = 2246.2m <sup>2</sup>
	表層（歩道）	A = 715.1m <sup>2</sup>
	排水性舗装	A = 400.0m <sup>2</sup>
	区画線工	1式
	構造物撤去工	1式

- (6) 予定価格（税込） 44,308,080円  
【入札書比較価格（税抜） 41,026,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から平成27年9月30日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成27年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)  
 (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成27年5月11日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成27年5月11日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成27年5月15日（金） 午前9時から午後5時まで 平成27年5月18日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成27年5月20日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成27年5月14日（木） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成27年5月21日（木） 午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成27年5月22日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成27年5月27日（水） 午前9時から午後5時まで 平成27年5月28日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成27年5月29日（金） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第14号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成27年5月15日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類  
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
大井町並河熊田の一部
- 3 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成27年5月15日から  
平成27年5月29日まで

「揭示済」

## 亀岡市公告第15号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成27年5月19日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 工事の概要等

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| (1) 工事番号 | 27教第1号                   |
| (2) 工事名  | 亀岡市立保津小学校耐震補強・大規模改修工事    |
| (3) 工事場所 | 亀岡市保津町構ノ内地内              |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事                   |
| (5) 工事概要 | 亀岡市立保津小学校耐震補強・大規模改修工事 一式 |
- ① 改修建物概要
- |      |                    |
|------|--------------------|
| 用途   | : 小学校（管理・教室棟）      |
| 構造   | : 鉄筋コンクリート造（地上3階建） |
| 敷地面積 | : 5,656.0㎡         |
| 延べ面積 | : 1,929.0㎡         |
- ② 工事概要
- 1) 耐震補強工事
- ・鉄筋コンクリート壁増設 7箇所  
(1階:3箇所 2階:2箇所 3階:2箇所)
  - ・既存鉄筋コンクリート壁撤去 4箇所  
(1階:1箇所 2階:2箇所 3階:1箇所)
  - ・開口閉鎖 1箇所  
(1階:1箇所)
- 2) 便所改修工事
- ・生徒用便所改修工事  
各階1箇所（男女共）
  - ・職員便所設置工事  
男女職員便所改修（1階）
  - ・その他工事（放送室改修）
- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| (6) 予定価格（税込） | 54,259,200円               |
|              | 【入札書比較価格（税抜） 50,240,000円】 |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から平成27年10月30日まで     |
| (8) 部分払      | 無                         |

- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成27年4月1日以降に発注された建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載

することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成27年5月19日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成27年5月19日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成27年5月25日（月） 午前9時から午後5時まで 平成27年5月26日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成27年5月28日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成27年5月22日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成27年6月1日（月） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成27年6月3日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり



入札期間	平成27年6月10日（水） 午前9時から午後5時まで 平成27年6月11日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成27年6月12日（金） 午前11時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第16号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

平成27年5月19日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間  
平成27年5月19日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第17号

亀岡市情報化推進計画策定業務委託について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成27年5月25日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 業務概要
  - (1) 業務名  
亀岡市情報化推進計画策定業務委託
  - (2) 業務の目的  
ICT（情報通信技術）の進歩や、情報

化社会の急速な進展などを背景として、市民ニーズもより多様化が進み、国や府においても、各種情報システムの共同開発など積極的な情報化が進められている。

そのような中、本市の情報化については、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～において、今後の市政運営における情報化の役割や方向性を明らかにし、全庁的、総合的に情報通信技術の利活用を図る計画を策定することとしている。

本業務は、本市の情報化をより効果的に推進する計画を策定するため、ICTに関する高度な知識を有する業者に委託し、計画の検討や調査の実施、資料作成、検討会の運営補助、報告書の作成、計画案（素案含む。）を作成するものである。

- (3) 委託期間  
契約締結日から平成28年3月31日まで
- (4) 提案上限額  
6,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）
  - ① この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものである。
  - ② 上記提案上限額を超えてはならない。

- 2 参加資格  
次に掲げる条件を全て満たすこととする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当しないこと。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
  - (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく

破産手続開始の申立てをしていないこと。

- (5) 本業務の公告日から契約締結日までの期間において、亀岡市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (7) 過去10年間に、地方公共団体における計画策定業務等を受託した実績を有していること。

### 3 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 平成27年6月5日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出書類 以下の書類を提出すること。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書（様式1）	印鑑は実印を押印すること（法務局が証明する代表者の印鑑）。ただし、平成26・27年度亀岡市競争入札参加者資格を有している者は、亀岡市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2※1	印鑑登録証明書（写し）	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書
3※1	履歴事項全部証明書（写し）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書
4	会社概要（任意様式）	法人等の名称、所在地、代表者氏名、法人の職員数等の記載のあるもの。
5	業務実績（様式2）	事業者の業務実績（※2）を具体的に記載すること。 ※2 業務実績とは、過去10年間（平成17～26年度）における、地方自治体が発注する計画策定等に係る業務の受託実績を指す。
6※1	誓約書（別記様式（第5条関係））	亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）及び亀岡市暴力団排除条例施行規則（平成25年亀岡市規則第9号）第5条に規定する誓約書

※1 平成26・27年度亀岡市競争入札参加資格を有している者は、2・3・6の提出は不要とする。

- (3) 提出方法 直接持参又は郵便（書留郵便に限る。）

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

### 4 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 平成27年6月5日（金）から平成27年6月16日（火）午後5時まで
- (2) 受付方法

質問書（様式3）に質問事項を記載し、事務局（後述）宛てに電子メール・ファックスで提出するものとし、電話・来庁における口頭等での質問は受け付けない。

電子メールの場合、タイトルを「プロポーザル質問書（会社名）」とし、電子メールを送信した後に、事務局まで受信確認の電話をすること。

なお、質問は、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

(3) 回答方法

質問を受けた日から3日以内にファックス又は電子メールで回答し、回答内容は企画提案書提出者全員に周知する。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 平成27年6月19日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類 以下の書類を提出すること。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	企画提案書表紙 (様式4)	
2	企画提案書	業務内容を踏まえた基本的な考え方を述べた上で、本業務の進め方を提案すること。併せて各業務の実施時期（スケジュール）も作成すること。
3	業務執行体制等 (様式5・5-1)	どのような体制（組織・チーム等）で本業務を実施するのかを記載し、配置予定担当者の資格、経歴等も記入すること。併せて業務の実施にあたり情報セキュリティ対策の実施体制についても記入すること。
4	参考見積書	本業務に係る見積書（内訳書含む。）を作成すること。 ※見積書は消費税及び地方消費税相当額を除く額とする。

(3) 提出方法 直接持参又は郵便（書留郵便に限る。）

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出部数 各10部（正本1部・副本9部）

(5) 企画提案書等について

書式、枚数、縦横等の規格は任意とするが、サイズはA4とし、ページ番号を付すこと。  
簡潔・明瞭に記載し、膨大にならないこと。

6 プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

(1) 実施日時・場所 平成27年6月下旬

(※詳細な時間や実施場所については、企画提案者と協議し決定する。)

(2) 説明時間 1者につき45分程度（プレゼンテーション30分程度・質疑15分程度）

(3) 出席者 1者につき最大4名まで

(4) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。パソコン・プロジェクター等による説明は許可する。

この場合、パソコン・プロジェクター等は参加者が用意すること。電源、スクリーン、延長

コードは亀岡市で用意する。

なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

## 7 選定方法及び契約手続

- (1) 委託事業者は、亀岡市情報化推進計画策定業務プロポーザル選定委員会の評価に基づき決定する。
- (2) 選定は、評価基準書に基づき企画提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行う。
- (3) 審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、契約締結の協議を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に協議を行う。
- (4) 契約締結の手順は、次のとおりとする。
  - ① 選定した交渉権者と契約条件等の協議を行い、協議が整い次第、随意契約により契約を締結する。
  - ② 契約の方法は、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）に基づくものとする。  
なお、仕様書等に含まれない事項がある場合は、双方で協議し決定する。
- (5) 契約保証金は、亀岡市財務規則第122条の規定により契約代金の100分の10以上の額を納付する。ただし、同規則第123条各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (6) 選定結果は、参加者全員に通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、各選定委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば決定する。

## 8 選定審査対象除外について

次の事項に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出期限までに必要な書類を提出できなかったとき。
- (2) 「参考見積書」の金額が、上限額を超えているとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 実施要領に違反した又は不正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めたとき。
- (5) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出しなかったとき。
- (6) 不当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった又は指定の時間に10分以上遅刻したとき。
- (7) 通知の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じたとき。
- (8) 各選定委員の評価点の平均点が最低水準点に満たないとき。

## 9 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1事業者につき1案とし、書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについては、この限りでない。また、提

出された書類は返却しない。

- (3) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償使用できるものとする。
- (4) 提出書類は、亀岡市情報公開条例（平成24年亀岡市条例第21号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- (5) 選定結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (6) 本プロポーザルは、企画・提案能力のある事業者を選定するものであるため、候補者選定後に双方協議の上、業務の詳細についての仕様書を定めるものとする。
- (7) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局へ連絡の上、理由を明記した辞退届を提出すること。

#### 10 スケジュール

内容	期日等	備考
①参加表明書提出期限	平成27年6月5日（金）まで 午後5時必着	直接持参又は郵便（書留郵便に限る。）による。
②質問受付期間	平成27年6月5日（金）から 平成27年6月16日（火）まで	電子メール又はファックスとし、口頭での質問は受け付けない。
③提案書提出期限	平成27年6月19日（金）まで 午後5時必着	直接持参又は郵便（書留郵便に限る。）による。
④プレゼンテーション審査 実施及び選定委員会	平成27年6月下旬	詳細は別途通知する。
⑤審査結果通知	平成27年7月上旬	
⑥業務委託契約締結	平成27年7月中旬	

#### 11 問い合わせ先（事務局）

担当部課：亀岡市総務部総務課

住所：京都府亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所4階 電算室

電話番号：0771-25-5007

FAX番号：0771-22-4911

電子メール：jouhou@city.kameoka.kyoto.jp

「揭示済」

# 任免及び辞令

福島達夫  
亀岡市休日急病診療所医師に委嘱します

- 塚本政雄
- 小寺邦明
- 櫻井邦男
- 長澤康浩
- 廣瀬一夫
- 石田茂雄
- 大西章弘
- 大石慶明
- 中村俊孝
- 山内安
- 山下昇
- 野田幸秀
- 飯田耕市郎
- 松本行雄
- 中澤基行
- 市原靖夫
- 廣瀬義直
- 茨木國夫
- 塚田勇
- 牧野吉明
- 亀井義一
- 串崎哲史
- 山本眞之介

(各 通)

亀岡市自治委員に委嘱します

平成27年5月1日

(各 通)

- 奥村信弘
- 奥西幸雄
- 山田耕平
- 山口耕平
- 相原廣和

(各 通) 上羽基之  
小川正次

亀岡市篠財産区管理会委員に選任します

- 小川博司
- 人見正一
- 廣瀬均

(各 通)

- 野々村禮治
- 森川和則
- 廣瀬厚
- 平野恒美

亀岡市元千歳国分財産区管理会委員に選任します

平成27年5月9日

- 木村嘉男
- 高一清
- 法貴宏也
- 稲原隆
- 新屋一郎
- 尾崎正好
- 並河久義

(各 通)

亀岡市東別院財産区管理会委員に選任します

- 長澤一馬
- 中嶋幸男
- 釜本俊男
- 村上實
- 石野賢一
- 西村満
- 鈴木悟

(各 通)

亀岡市西別院財産区管理会委員に選任します

- 野々口直良
- 清水和己
- 石田秋則
- 鈴木一彰
- 山脇安三
- 稻荷良一
- 栗山多恭

(各 通)

亀岡市葎田野財産区管理会委員に選任します

(各 通)	入 江 勝 平 井 誼 蔭 山 正勝 平 井 正 澤 田 晶介 人 見 千晴 人 見 和敏	(各 通)	森 幸 雄 人 見 助 男
亀岡市旭財産区管理会委員に選任します		亀岡市神前財産区管理会委員に選任します	
(各 通)	島 津 茂 輝 亀 谷 益 夫 廣 瀬 春 雄 西 田 又 康 谷 尻 俊 一 杉 崎 六 男 名 倉 武 夫	(各 通)	侯 野 勘 平 侯 野 英 治 酒 井 正 弘 侯 野 浩 幸 侯 野 静 男 侯 野 芳 広
亀岡市千歳財産区管理会委員に選任します		亀岡市北ノ庄財産区管理会委員に選任します	
(各 通)	栗 林 良 雄 山 口 清 田 中 計 一 上 田 昌 三 大ヶ谷 勝 一 井 上 勝 治 關 口 寿	(各 通)	河原林 實 廣 瀬 昭 彦 永 田 九 司
亀岡市保津財産区管理会委員に選任します		亀岡市千原財産区管理会委員に選任します	
(各 通)	柿 谷 出 柴 田 眞 布 西 田 正 史 柿 谷 盛 博 西 田 章 夫 西 田 新 司 山 口 忠 弘	(各 通)	川 勝 昌 尚 川 勝 孝 郎 中 本 隆 夫 平 井 國 晴 川 勝 基 平 蔭 山 憲 一 川 勝 明 彦
亀岡市宮川財産区管理会委員に選任します		亀岡市美濃田財産区管理会委員に選任します	
(各 通)	森 隆 雄 堀 内 良 雄 山 下 昇 森 茂 行 人 見 敬 久	(各 通)	川 勝 和 彦 川 勝 均 平 井 堅 一 川 勝 厚 司 川 勝 幸 平 川 勝 俊 夫
		亀岡市杉財産区管理会委員に選任します	
		(各 通)	人 見 勝 洋 人 見 隆 一 吉 川 正 勝 加 茂 裕 一 岡 本 純 一 人 見 敦 裕 吉 川 肇
		亀岡市山階財産区管理会委員に選任します	



(各 通)

射 場 丈 夫  
藤 原 重 治  
入 江 勝  
藤 原 勝  
射 場 和 美  
藤 原 庸 右

亀岡市印地財産区管理会委員に選任します

(各 通)

塩 崎 幸 男  
小 川 春 夫  
中 川 洋  
石 田 忠 美  
川 本 松 男  
茨 木 吉 光  
山 木 弘 至

亀岡市河原尻財産区管理会委員に選任します

(各 通)

小 川 豊  
小 川 房 嗣  
西 田 厚  
安 藤 正 平  
人 見 雅 之  
岡 野 茂 喜  
寺 町 守

亀岡市国分財産区管理会委員に選任します

(各 通)

廣 瀬 源 義  
廣 瀬 正 則  
名 倉 勝  
平 野 幸 雄

亀岡市小口出雲財産区管理会委員に選任します

平成27年5月11日

今 里 佳奈子

亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します

富 野 暉一郎

亀岡市総合計画審議会委員を解職します

平成27年5月13日

(各 通)

渡 辺 裕 文  
宮 越 文 則

亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します

任期は平成28年3月27日までとします

(各 通)

工 藤 和 之  
清 水 宏 一

亀岡市総合計画審議会委員の委嘱を解きます

平成27年5月21日

(各 通)

浅 田 義 一  
人 見 良 朗  
中 澤 謹 吾  
河 原 道 夫  
中 澤 進  
林 二 男  
堤 輝 明

亀岡市馬路財産区管理会委員に選任します

平成27年5月22日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第48号

亀岡財産区管理委員会一般選挙の期日を次のように定める。

平成27年5月10日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

選挙の期日 平成27年5月17日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第49号

平成27年5月17日執行の亀岡財産区管理委員会一般選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成27年5月10日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

	住 所	氏 名
選 挙 長	省略	野崎千恵子
選挙長職務代理者	省略	井上 幸子

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第50号

平成27年5月17日執行の亀岡財産区管理委員会委員一般選挙において選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所は、次のとおりである。

平成27年5月10日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所 6階 601会議室

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第51号

平成27年5月17日執行の亀岡財産区管理会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

平成27年5月10日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

亀岡財産区管理会委員一般選挙投票用紙

<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	<p style="text-align: center;">(注意)</p> <p style="text-align: center;">平成27年執行 亀岡財産区管理会委員一般選挙投票</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	亀岡市選 挙管理委 員会之印
----------------------------------	--	----------------------

<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	<p style="text-align: center;">(注意)</p> <p style="text-align: center;">平成27年執行 亀岡財産区管理会委員一般選挙投票</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	点字投票 亀岡市選 挙管理委 員会之印
----------------------------------	--	------------------------------

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第52号

平成27年5月17日執行の亀岡財産区管理  
会委員一般選挙における当選人の住所及び氏名  
は、次のとおりである。

平成27年5月19日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

住 所	氏 名
省略	伊 藤 三 春
省略	田 村 彌治郎
省略	櫻 井 邦 男
省略	菱 田 光 紀
省略	山 本 重 次
省略	山 口 俊 一
省略	笠 井 俊 夫

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第53号

平成27年5月17日執行の亀岡財産区管理  
会委員一般選挙において当選証書を付与した者  
の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成27年5月19日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

住 所	氏 名
省略	伊 藤 三 春
省略	田 村 彌治郎

省略	櫻 井 邦 男
省略	菱 田 光 紀
省略	山 本 重 次
省略	山 口 俊 一
省略	笠 井 俊 夫

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第54号

平成27年6月2日定時登録において選挙人  
名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を  
記載した書面を縦覧に供する場所を次のように  
定める。

平成27年5月29日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所  
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成27年6月3日から  
同月7日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第55号

在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成27年5月29日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所  
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成27年6月3日から  
同月7日

「揭示済」